

平成29年12月11日

各位

株式会社 星光堂
代表取締役社長 飯原 敏明

会社分割に関するお知らせ

株式会社星光堂（代表取締役社長：飯原敏明、以下『当社』）は、平成29年12月11日の取締役会において、会社分割の方法を用い、当社の営む音楽・映像パッケージ卸事業を、株式会社ハピネット(以下、『ハピネット』)の100%子会社に承継（以下、『本取引』）させることを決議し、ハピネットとの間で同日付スポンサー契約を、ハピネットの子会社との間で同日付吸収分割契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本取引の目的

音楽・映像パッケージ商材市場は、ソフト配信事業の伸長などを受けて、長期的に縮小傾向にあり、厳しい経営環境にあります。

当社は、これまでに構造改革を幾度となく実施し、音楽・映像パッケージ市場の維持・発展に寄与すべく努力してまいりました。

しかしながら、今後の更なる発展と飛躍のために、同業でもあり、音楽・映像パッケージ市場を熟知するハピネットグループに事業を承継していただき、同社の支援のもとで事業に邁進することを決意いたしました。

両社の強みを活かした流通網を構築し、各取引先様とのより強固な関係の構築、数多くのメーカー様との取引拡大により、市場に密着したサービスの提供、物流機能やシステム等の共通利用など、将来に向かってともに努力することが、メーカー様、各取引先様を含めた音楽・映像パッケージ市場の維持・発展に最善の方法と考えております。

2. 本取引の内容

当社の音楽・映像商材の卸売事業を、平成30年3月1日付けで、ハピネットの100%子会社(株式会社星光堂マーケティング(予定))が承継します。

ただし、吸収分割効力発生日までの間に、平成29年12月11日付スポンサー契約及び吸収分割契約所定の前提条件が成就されない場合は、この限りではありません。

- (1) 平成29年12月11日 スポンサー契約、吸収分割契約の締結
- (2) 平成30年1月10日 星光堂の事業再生ADR手続きにおける事業再生計画案の決議のための債権者会議
- (3) 平成30年1月15日 吸収分割議案に関する当社及び株式会社星光堂マーケティングの臨時株主総会決議
- (4) 平成30年3月1日 吸収分割効力発生日(予定)

3. 前提条件

当社は、音楽・映像商材の卸売事業の業界最大手として音楽・映像パッケージ商材の普及に貢献してまいりましたが、市場の急速な落ち込みにより4年連続の営業赤字となり、非常に厳しい状況で推移してまいりました。当社は販売管理費の削減等により財務体質の改善等を図ってまいりましたが、自主再建が困難な状況により、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)の利用申請を行いました。

本取引は、当社の全ての金融債権者がハピネットの提案による事業承継及び当社の事業再生計画案に同意し、事業再生ADR手続が成立する事を、本取引の前提条件としております。

4. 承継の概要

(1) 承継会社の概要(予定)

- | | |
|------------|-------------------|
| ①商号 | 株式会社星光堂マーケティング |
| ②主たる事業内容 | 音楽・映像商材の卸売 |
| ③資本金 | 10百万円 |
| ④決算期 | 3月31日 |
| ⑤大株主及び持株比率 | 株式会社ハピネット(100.0%) |

(2) 承継スキームの概要

株式会社ハピネットの発表資料をご参照ください。

URL <http://www.happinet.co.jp/>

5. 吸収分割後、当社の債務履行の見込み

承継されない当社に残る債務については、当社の事業再生計画案に従い、事業再生ADR手続の下に問題なく履行される予定です。

以上

本件に関するお問合せ

株式会社星光堂 総務部

Tel.03-6381-2901 Fax.03-3980-8631

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-21-11